



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

しばらく台風が来ないと思って安心をしていましたが、この週末にかけて台風が接近するという情報もあり、今後進路に気を付けた方がよさそうです。朝夕を中心に少し涼しさが増して来ましたが、台風が過ぎると一気に寒くなってしまうので、体調管理にはお気をつけてお過ごしください。

今回はオリジナルの記事は、助成金や給付金の不正受給に関する記事と、「リーチサイト」対策に関する著作権法改正の記事を取り上げました。それ以外の記事は今回は税務会計に関するものになります。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウィルスの早い終息をお祈り申し上げます。



要注意。助成金や給付金の不正受給の落とし穴

20.10.05 | オリジナルメルマガ

今年に入り,新型コロナウイルス関連で雇用調整助成金の特例



(やその延長)・持続化給付金などの給付金制度が設けられています。このほかこれまで存在した助成金を含め、「不正受給」があったというニュース報道が流されているときがあります。ここでいう「不正受給」とはどういったことで、どういったリスクがあり、何を注意するべきなのでしょうか?



○給付金・補助金・助成金の性格と「不正受給」とは?

一部誤解されている方がいますが、給付金・補助金・助成金は国や地方公共団体がそれぞれ一定の施策をするにあたって、金銭面で誘導的に設けるもので、打出の小槌ではありません。厚生労働省系であれ・経済産業省系であれ・その他であっても、一定の満たすべき要件とそれを確認審査するための書類が要求されています。

不正受給とは、それぞれの給付の趣旨・目的やそれに応じて設けられた要件(満たしていないと受給できない条件)などを満たさないため、本来は受給できないものであるにもかかわらず、事実に反した書類の提出などを行い受給を行うというものになります。

例えば、中小企業200万円・個人事業主100万円(いずれも上限)である持続化給付金は、新型コロナウイルスによる売り上げ減(減少幅自体も一定の幅以上が要求されています)が存在する・一事業者1回限りの給付にかかるものです。売り上げ減の原因が別である・売り上げ減の幅を満たしていない・実は2回以上の申請に

実質はなっているという場合には、本来は受給できないので「不正受給」になります。厚生労働省系統の助成金についても、同様で、例えば、キャリアアップ助成金についてはいわゆる非正規雇用の方を正社員に転換することを目的とするものですが、一部実際には従業員ですらない方を非正規社員と偽って記載し、当然正社員に転換したと事実に反する記載をしたということで逮捕者が出ていたケースもあります（報道されていたケースです）。

○不正受給のリスクとは？

給付金・補助金・助成金の申請については、書類での判断のため様々な記載事項や添付の書類（ネット申請かどうかはともかく）が必要とされています。こちらは、制度目的や趣旨・要件から見て給付するべきかどうかの判断に使われるわけですが、実際にはもらえないはずのものをもらおうとすれば、ここに事実に反する記載をすることになります。

リスクのうち一番大きなものは警察に逮捕される・刑事裁判によって処罰される可能性があるという点です。これは、お金をもらうために事実に反した資料を出して国などを騙すということになるので、詐欺罪になるためです。民間で作成する文書は内容が事実に反してもそれだけでは犯罪にはならないのが基本ですが、実際にはいない人の名義を勝手に使うなどがあった場合には私文書偽造罪などにも該当することがあります。また、書面作成にかかわった方も詐欺罪の共犯になる可能性は十分にあります。

実際に逮捕されるのかどうかは証拠隠滅の懼れや逃亡の可能性があるのかという点に左右されますが、実際に反した資料を作るなどする場合には、そうした可能性があると判断されるリスクが高まります。また、実際に逮捕されても刑事裁判（いわゆる起訴とよばれるもの）にならない可能性もありますが、悪質な内容である場合や受給額が大きな場合には刑事裁判となる可能性が大きくなります。ここで刑事裁判になるのかどうかは、前科がつくかどうかという違いです。前科は賞罰のいわゆる罰の部分に該当します。起訴されなくても前歴というもしも何か警察沙汰になることが後日あれば不利に考慮される要素となります。詐欺罪の罰金自体は最高でも100万円ですが、身柄拘束と前科（およびそれに基づく社会的信用の失墜）はかなり大きなものとなるでしょう。

次のリスクは受給額の返還+アルファでのお金の支払いを求められるという話になります。給付金や助成金などの制度では不正受給があっては困るので、通常は不正受給があった場合にはお金の返還を求めるとともにプラスアルファでのお金の支払いが制度上設けられています。ペナルティとして設けられているものですから、内容は法定利息よりは相当高くなります。言い換えると、ゼロに戻るのではなく金銭面でかなりマイナスが出かねないということになります。返還しない場合には返還及び支払いを求める裁判を起こされる可能性もあります。ちなみに、こうしたケースでは通常は刑事告訴あるいは告発をされる可能性が極めて高くなります。

最後は,氏名や会社名及び不正受給の内容などの公表です。こちらは,社会的信用の失墜につながる話ですが上二つの話と相まってダメージは大きくなります。このほかに,雇用関係の助成金では今後数年間の申請ができなくなるなどペナルティがありますが,いずれにしても,不正受給についてのペナルティは各種あるという話になります。

○不正受給にならないような注意点とは?

一番簡単な話は,何のために・何の助成金や給付金などを受けるのか理解しておくという話です。ここをわかっていれば,要件を満たさない(もらえないはずの)お金をもらおうとはしないはずです。次に,こうしたお金の申請の代行や手助けは社会保険労務士や行政書士・税理士などの士業のほかに様々なコンサルタントも行っています。特にサムライ業と呼ばれる士業については業法による統制があるため,不正受給に関与することは少ない(関与すると詐欺罪などの共犯になるとともに資格を失うリスクが高くなる)ものの,コンサルタントの方については様々です。大半は問題のない方ですが,一部には問題のある方もいます。

こうした方の話を見極めるということになります。簡単にお金がもらえるという話は世の中ではありませんし,そういったことのために書類作成の丸投げをさせてほしいと言われれば注意をする必要があります。実際には存在しない領収書を書いてもらえばいい(高額のものにしてもらう)などのアドバイスをしてくるなどの場合には不正受給になる可能性が高く,そうしたことを言う方に任せるのは非常に危険です。書類については丸投げは危険ですので,一応確認はした方がいいです。

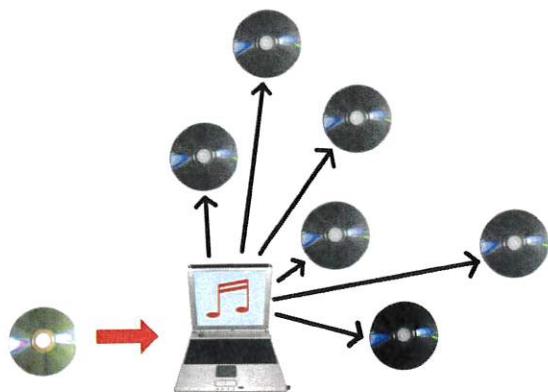
助成金や給付金に詳しいといっても,それは問題のない実績の場合もあれば・問題のある実績の場合もあることを念頭に置いておく必要があります。お金がもらえるならばということでつい依頼してみたが,後で発覚して報道もされ民事・刑事の裁判になるということでは多くを失いかねません。事後対応となると,ある程度の犠牲が出ることを前提に対応ということもありますので,気になる場合には弁護士を含めた専門家にセカンドオピニオンその他相談をした方がいいこともあるでしょう。

著作権法改正に伴うについてのインターネット上の海賊版対策の強化としての「リーチサイト対策」とは？

20.10.05 | オリジナルメルマガ



前回も著作権法改正（「書き込み」に関する権利制限規定の対象範囲拡大化）についてご紹介しましたが、同じく今年10月に施行されるものとして「リーチサイト対策」があります。今回はこの「リーチサイト対策」がどういったものか、その内容等について紹介いたします。



○ 10月1日より施行された「リーチサイト対策」とは？

先日ご紹介しました、改正著作権法ですが、著作物等をめぐって社会状況の変化に伴い、インターネット上海賊版対策の強化に関するものが目玉とされています。具体的には「リーチサイト対策」・侵害コンテンツのダウンロードを違法化することが挙げられています。

このうち、侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する規定は令和3年1月1日より施行とされていますので、また別の機会にご紹介することにします。

「リーチサイト対策」ですが、これはこれまで被害がかなりの金額に上っていたとされる漫画・雑誌などの海賊版被害への対策が背景になります。過去「漫画村」というサイトでは約300億円分の出版物がタダで読まれ、その分創作をした漫画家や出版社の収入や売上が20%以上減少したのではないかと言われています。また、別のサイトでは約700億円以上の被害が発生したのではないかともいわれており、こうい

った海賊版サイトの規制が急務とされてきました。実際のところ、漫画だけでなくいろいろなジャンルの出版物・創作物にわたって被害が生じており、このまま放置すると創作者・コンテンツ作成産業に回復できない損害が発生する恐れがあるのではないかとされていました。

今回の法整備により、リーチサイト対策の規制が強化されることになりました。ちなみに「リーチサイト」とは、違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集めたサイト（あるいはリーチアプリ）で、今回の法規制ではリンク情報を掲載できるサイトを設置・運営する行為と、違法にアップロードされた著作物のリンク情報の提供をする行為双方が規制されることになります。「リーチサイト」はアクセスの数に応じた広告収入を運営者が得る一方で、パソコンにアクセスするサイトユーザーはリーチサイトにアクセスすることで海賊版にアクセスしてダウンロードを行うことになるため、そういった「リーチサイト」を規制することで違法なアップロードを防ごうとするものです。

なお、「リーチサイト」「リーチアプリ」の定義として、公衆を侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物）へデザインや表示内容などを作り込むなどして、ことさらに誘導するものと認められること・掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数載せるなど、主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるものと認められるウェブサイト・アプリであることが必要とされています。具体的なイメージとしては運営サイトの場合、「今ならタダで見放題！！こちらクリック➡➡」など書かれている場合を想定しています。

○具体的な規制内容は？

それでは、今回の法改正でどういった規制がされることになるでしょうか？まず、ウェブサイト等を運営する者・アプリを提供する側ですが、5年以下の懲役・500万円の罰金という重い刑事罰が科せられるほか、侵害コンテンツへのリンク提供などがあるのを知りながら、リンク削除できるのにそのまま放置している場合には、それぞれのリンク提供などに対して民事責任を負うことになります。この場合、著作権を有する型からサイト運営などをする側に対して、著作権侵害する行為の差し止めを求めるこもできます。なお自らサイト運営やアプリの提供を行っていないサービス提供者（プラットフォーム・サービス提供者）については今回の規制から外されています。

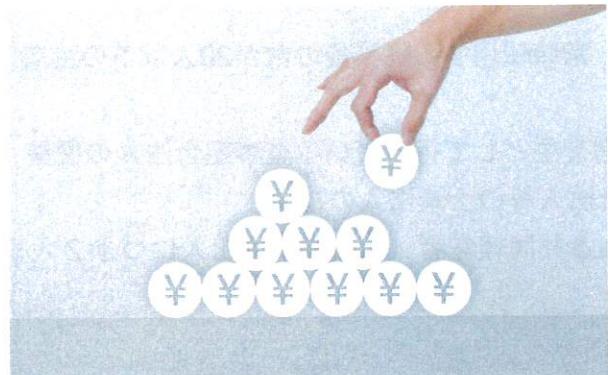
他方、リンク提供をした側については、3年以下の懲役・300万円以下の罰金という刑事罰のほか、著作権等を侵害する行為とみなして差し止め請求・損害賠償請求を可能とする措置がとれることとしています。ただし、こちらについてはリンク提供した者に、リンク先が侵害コンテンツであることについて知っていた、ないしは知ることができたと言える相当な理由がある場合に限定しています。

刑事罰については、いずれの場合でも著作権者による刑事罰を求める意思表示（告訴）が必要な、親告罪とされています。

著作権侵害については今回取り上げなかった侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する規制のほかにも施行が予定されているものがありますし、今後も改正される可能性が高いため、引き続き目配せしておく必要があるでしょう。

節税にもなる！小規模企業の経営者や役員が加入できる共済制度

20.09.29 | ビジネス 【税務・会計】



大企業に比べると、小規模企業の経営者や役員は廃業や退職

をした際、現役時代との収入面での落差が大きい傾向にあります。

そこで、生活の安定や事業の再建に備えるために設けられているのが、『小規模企業共済制度』です。

国の機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）が運営するこの制度は、“積立式の退職金制度”ともいえるもので、掛金について所得控除を受けられるため節税効果があることが大きな特徴の一つです。

今回は、小規模企業の経営者なら知っておきたいこの制度についてご説明します。

小規模企業共済制度の節税効果とは



『小規模企業共済』は、毎月一定の額を積み立てることで、廃業や退職の際に『共済金』を受け取れるという制度です。

中小機構によれば、2018年3月末時点では、全国で約138万人が将来に備えて加入しています。

毎月の掛金は1,000円から7万円までと幅広く、500円単位で自由に設定できます。

また、加入後も、掛金を増額・減額することができるほか、半年払い、年払い、前納も可能です。

そして、この毎月の掛金の全額を『小規模企業共済等掛金控除』として、所得から控除することができるのが大きなメリットの一つとなっています。

たとえば、掛金を毎月7万円に設定した場合は、1年で84万円の控除受けることができ、高い節税効果が得られます。

小規模企業共済制度の加入資格は業種によって異なり、主な加入資格は以下のとおりです。

1. 建設業、製造業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）、不動産業、農業などを営んでいる場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主、または会社等の役員
2. 商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営んでいる場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主、または会社等の役員
3. 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
4. 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
5. 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
6. 上記1と2に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

ただし、常時使用する従業員の数には、家族従業員、共同経営者（2人まで）は含まれません。

また、協同組合、医療法人、学校法人、宗教法人などの直接営利目的ではない法人の役員や、アパート経営等の事業を兼業している給与所得者なども加入することができません。

まずは加入資格があるかどうかを確認しておきましょう。

共済金を受け取れるほか、貸付制度もある

廃業や退職の際に受け取れる共済金は、加入者の立場や共済金の請求事由によって、その金額が変わってきます。

たとえば、個人事業主で、請求事由が『個人事業の廃業』だった場合、毎月1万円の掛金で20年納付すれば、278万6,400円の共済金を受け取ることができます。

また、法人の役員が、65歳以上で役員を退任したケースでは、同じく毎月1万円の掛金で20年納付すれば、265万8,800円の共済金を受け取ることができます。

また、小規模企業共済制度の加入者は、共済金のほかに、掛金の範囲内で事業資金の貸付制度を利用するこどもできます。

以下のように、用途に合わせた貸付制度が用意されています。

●一般貸付制度

掛金の範囲内で、納付月数に応じて納付金の7～9割（10万円以上2,000万円以内）の事業資金を借り入れることができます。

●緊急経営安定貸付け

たとえば今年起きた新型コロナウイルスの例のように、経済環境の変化によって一時的に売上が減少した場合には、掛金の範囲内で、掛金納付月数により掛金の7～9割（50万円以上1,000万円以内）の事業資金を金利0.9%で借り入れることができます。

●傷病災害時貸付け

疾病または負傷により一定期間入院をした際、または災害等により被害を受けた際に、事業資金を金利0.9%で借り入れることができます。

●事業承継貸付け

事業承継（事業用資産または株式等の取得）に要する資金を金利0.9%で借り入れることができます。

元本割れなどのデメリットもある

掛金の全額を所得控除にでき、共済金を受け取れ、さらに貸付制度も利用できるという、メリットの多い小規模企業共済制度ですが、当然、デメリットもいくつかあります。

まず、掛金の納付開始から6ヶ月未満で廃業あるいは法人が解散した場合には、共済金を受け取ることができません。

さらに、加入期間が20年未満の時点で任意解約してしまうと、共済金は掛金を下回り、いわゆる元本割れの状態になってしまいます。

加入期間が20年を超えていても、途中で掛金を増減させていた場合で掛金区分ごとの掛金納付月数が20年を下回ったときには、任意解約した際の共済金が掛金の合計を下回ることがあるので注意しましょう。

そして、掛金は所得控除にできましたが、廃業や退職する際に受け取る共済金に関しては、課税されます。共済金の受け取り方法には、『一括』『分割』『一括と分割の併用』があり、共済金を一括で受け取る場合には『退職所得』として、分割で受け取る場合には『公的年金等の雑所得』として、課税されることになります。

小規模企業共済はうまく利用すれば、節税になると同時に、資金面で大きなメリットを得ることができます。

その一方で、元本割れなどの可能性もある制度です。

加入したことでのメリットがあるかどうかをしっかりと見極めてから、計画的に利用しましょう。

※本記事の記載内容は、2020年9月現在の法令・情報等に基づいています。

